

ショートステイ鈴川敬寿園重要事項説明書
(短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護)

1. 事業者

事業者の名称	社会福祉法人 敬寿会
所在地	山形県山形市諏訪町二丁目1番25号
法人種別	社会福祉法人
代表者名	理事長 金澤 壽香
電話番号	023-664-2141

2. ご利用事業所

名 称	ショートステイ鈴川敬寿園
事業所番号	0670102649
所在地	山形県山形市大野目二丁目2番67号
代表者	施設長 山口 まゆみ
電話番号	023-666-8100
サービス	短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護

3. 事業所の方針

事業の目的	事業所は、法人の基本理念と関係法令及び通知に基づき利用者に対し身体・日常生活上必要な介護サービスを提供し、在宅、地域において健康で明るく生きがいのある生活ができるよう運営することを目的とする。
運営の方針	定款に定める目的を基本とし、市町村・地域の保健・医療・福祉サービス事業者等との連携を図り、高齢化する社会が求めるニーズに応えられるよう「大きな安心とぬくもりのある快適生活」の確保を基本とする。

4. 施設の概要

(1) 建物

建物	構造	鉄骨造 2階建 (耐火建築)
	延べ床面積	1912.58㎡
	利用定員	10名(併設特別養護老人ホーム29床の空床利用可能)

(2) 設備の概要

居室	全室個室	浴室	一般浴	食堂	機能訓練コーナー
	10 室		機械浴	医務室	屋上

(3) 職員体制（主たる職員）

職 種	員 数	職 務 内 容
管理者	1（兼務）	事業所の管理業務に従事する。
医師	2（兼務）	利用者の心身の健康管理に従事する。
看護職員	1（兼務）	利用者の健康管理、服薬管理、医療的対応等に従事する。
生活相談員	1（兼務）	利用者・家族等の各種相談業務、業務計画立案、職員の統括等に従事する。
介護職員	4名以上	利用者への各種サービス提供に従事する。
機能訓練指導員	1（兼務）	利用者各人のADL維持に資するよう、各種機能訓練業務に従事する。
管理栄養士	1（兼務）	利用者の心身・嗜好に配慮した献立作成、栄養管理、厨房衛生管理等に従事する。

(4) 勤務体制

職 種	勤 務 体 制
管理者	日勤時間帯、常勤で勤務
医師	嘱託医契約により来園し、健康管理業務を行う
看護職員	早番、中番、遅番勤務のシフトによる交代制勤務、24時間連絡体制
生活相談員	日勤時間帯、常勤で勤務
介護職員	早番、中番、遅番、夜間勤務のシフトによる交代制勤務
機能訓練指導員	日勤時間帯、非常勤で勤務
管理栄養士	日勤時間帯、常勤で勤務

5. サービス内容

(1) 介護保険適用サービスの内容

① 食事

- ・朝食 8:00～ 9:00
- ・昼食 12:00～ 13:00
- ・夕食 17:30～ 18:30

・管理栄養士が作成する献立により、利用者の栄養および身体の状態を考慮した食事を提供します。原則、所定のスペースにておとりいただきます。

・食事は、食費をお支払いいただきます。

② 入浴

週に最低2回入浴していただけます。

ただし、状態に応じ、特別浴または清拭となる場合があります。

③ 介護

ご希望や状態に応じ、適切な介護サービスを提供します。

- ・食事介助
- ・排泄介助
- ・整容、更衣介助
- ・移動介助

- ・入浴介助
- ・リネン交換
- ・その他日常生活面、レクリエーション 等

④ 機能訓練

利用者の心身や日常生活等の状況を勘案して日常生活を送るのに必要な機能の維持または減退を防止するための訓練を実施します。

⑤ 生活相談

常勤の生活相談員に、日常生活に関することも含め相談できます。

⑥ 健康管理

看護職員等が健康管理を行います。

⑦ 送迎

必要に応じ車両による送迎(自宅から施設、施設から自宅)を行います。

(2) 介護保険適用外サービスの内容

① 理美容サービス

理美容サービスを実施しております。

料金は実費となり、施設で一時立て替えし利用料と一緒に請求します。

② レクリエーション

レクリエーション等の行事を行います。

行事によっては別途実費料金がかかるものもございます。施設で一時立て替えし利用料と一緒に請求します。

③ その他

日常生活にかかわる費用等は実費となり、施設で一時立て替えし利用料と一緒に請求します。

6. サービスの利用方法

(1) サービスの利用申し込み

- ・担当の介護支援専門員へお申し込みください。
- ・ご利用期間決定後、契約を締結いたします。なお、ご利用の予約は3か月前からできます。

(2) 利用期間中の中止

利用途中にサービスを中止して退所する場合、退所日までの日数を基に利用料を計算します。
また以下の事由に該当する場合、利用期間中でもサービスを中止し、退所していただく場合があります。

- ・利用者が中途退所を希望した場合
- ・入所日の健康チェックの結果、体調が悪かった場合
- ・利用中に体調が悪くなった場合
- ・他の利用者の生命又は健康に重大な影響を与える行為があった場合

上記の事由で必要な場合は、ご家族又は身元引受人へ連絡するとともに、速やかに主治医に連絡を取る等必要な措置を講じます。

(3) サービス利用契約の終了

① 利用者の都合でサービス利用契約を終了する場合

実際に短期入所生活介護を利用中でなければ、お申し出によりいつでも解約できます。
この場合、その後の予約は無効となります。

② 自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的に契約は終了し、予約は無効となります。

- ・利用者が介護保険施設に入所した場合
- ・利用者の要介護認定区分が、非該当(自立)と判定された場合
- ・利用者がお亡くなりになった場合

③ その他

- ・利用者が、サービス利用料金の支払を1ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにも関わらず7日以内に支払わない場合、または利用者やご家族などが当施設や当施設の職員、他利用者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合、サービス利用契約を終了させて頂く場合があります。
- ・やむを得ない事情により、当施設を閉鎖または縮小する場合、契約を終了し、退所して頂く場合がございます。この場合、契約終了30日前までに文書で通知いたします。
- ・利用者、家族が他利用者や職員に対し、本契約を継続し難いほどのハラスメント行為(※)を行いサービスの提供の継続が困難と判断した場合、1ヶ月の予告期間をおいて、このサービス利用契約を終了させて頂く場合があります。

※ハラスメント行為とは

1.身体的な攻撃 2.精神的な攻撃 3.過大な要求 4.プライバシーの侵害など、行為を行っている本人の意図や考えに関わらず、相手側が不快な気持ちになること

・パワーハラスメント ・モラルハラスメント ・セクシャルハラスメント ・マタニティハラスメント
ケアハラスメント など

7. 利用料金

当事業所の利用料金及び料金のお支払い方法等については、【重要事項説明書別紙】のとおりです。

8. 通常の送迎の実施地域

通常の送迎の実施地域は、山形市内とします。

9. 衛生管理等

- (1) 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じます。
- (2) 食中毒及び感染症が発生し、又は蔓延しないように次に掲げるとおり必要な措置を講じます。
 - ① 事業所における感染症の予防及び蔓延の防止のための対策を検討する委員会を概ね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ります。
 - ② 事業所における感染症の予防及び蔓延防止のための指針を整備します。
 - ③ 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及び蔓延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。
 - ④ 必要に応じ保健所の助言、指導を求めるとともに、綿密な連携を保ちます。

10. 身体的拘束等について

- (1) 当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等その他利用者の行動を制限する行為を行わないこととします。

やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、あらかじめ利用者のご家族や身元引受人に利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由、身体的拘束等の態様及び目的、時間、期間等の説明を行い、同意を文書で得た場合のみ、その条件と期間内においてのみ行うものとします。
- (2) 身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。
 - ① 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3ヶ月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ります。
 - ② 身体的拘束等の適正化に関する指針を整備します。
 - ③ 従業者に対する身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施し、それらの研修等を通じて、身体的拘束等に関して意識の向上や知識・技術の向上に努めます。

11. 高齢者虐待防止について

- (1) 利用者の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。
- ① 虐待防止に関する責任者を選定し施設長とします。
 - ② 虐待防止のための対策を検討する委員会を3ヶ月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ります。
 - ③ 虐待防止に関する指針を整備します。
 - ④ 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施し、それらの研修等を通じて、従業者の人権意識の向上や知識・技術の向上に努めます。
- (2) サービス提供中に、当該事業所従業者または家族等による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合、速やかにこれを市町村へ通報します。

12. 業務継続計画の策定について

- (1) 感染症(新型コロナウイルス感染症等)や災害が発生した場合にあっても、利用者が継続してサービスの提供を受けられるよう、サービスの継続的な実施、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を次のとおり策定するとともに、当該業務継続計画に従い、従業者に対して、必要な研修及び訓練(シュミレーション)を年2回以上実施し、記録するものとします。
- (2) 感染症(新型コロナウイルス感染症等)に係る事業継続計画
- ① 平時からの備え(体制構築・整備、感染症防止に向けた取り組みの実施、備蓄品の確保等)
 - ② 初動対応
 - ③ 感染拡大防止体制の確立(保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等)
- (3) 災害に係る業務継続計画
- ① 平常時の対応(建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等)
 - ② 緊急時の対応(事業継続計画発動基準、対応体制等)
 - ③ 他施設及び地域との連携

13. 研修について

- (1) 従業者の資質の向上を図るための研修機会を設けるものとし、従業者は積極的に研修に参加するとともにその伝達等により自己研鑽並びに事業所の水準向上を図るものとします。
- (2) 認知症介護における資質の向上のため、介護に直接携わる従事者のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者について、認知症に係る基礎的な研修を受講させるための必要な措置を講じます。

14. 施設ご利用に当たっての留意点

- ・来訪(面会) 入口で職員にお伝えいただき、来訪者受付票にご記入ください。
またフロアでは介護職員に声をかけて下さい。
来訪時間(8:30~18:30)の延長を希望される方は、職員にお声をおかけください。

- ・金銭、貴重品の持込み 原則として持ち込みはご遠慮願います。
- ・喫煙、飲酒 施設敷地内全面禁煙となりますのでご遠慮願います。
飲酒は他の方にご迷惑をかけない程度でお願いします。
- ・設備、器具の利用 事前に申し出て下さい。
- ・所持品の持ち込み 事前に申し出て下さい。
- ・宗教活動、政治活動 施設内で他の利用者、ご家族等に対する宗教活動、政治活動はご遠慮願います。
- ・施設外での受診 ご家族等の送迎・付き添いでお願いします。
- ・その他 その他、利用者等に迷惑のかかる行為は慎んで下さい。

15. 緊急時の対応方法

利用者に容体の変化等があった場合は、医師に連絡する等必要な処置を講ずるほか、緊急連絡先やご家族の方に速やかに連絡いたします。

緊急連絡先 ①	
氏名	
住所	
電話番号	
続柄	
特に指定する時間、事項	

緊急連絡先 ②	
氏名	
住所	
電話番号	
続柄	
特に指定する時間、事項	

16. 事故発生時の対応方法

万一事故が発生した場合には、速やかに緊急連絡先やご家族、身元引受人、関係機関等に連絡するとともに、必要な措置を講じます。

17. 提供するサービスの第三者評価の実施

実施の有無 (有 ・ 無)

実施した直近の年月日 非該当 実施した評価機関の名称 非該当

評価結果の開示状況 非該当

18. サービス提供に関する相談・苦情の受付について

当事業所における苦情やご相談は以下の窓口で受け付けいたします。

・施設内相談窓口

ショートステイ鈴川敬寿園 電話:023-666-8100 時間:平日 8:30~17:30

苦情解決責任者 : 施設長

苦情受付担当者 : 生活相談員

第三者委員 : 高橋 富藏氏 岩村 幸姫氏

* 上記時間外においては、介護職員等の勤務中の職員が受付し、生活相談員等へ申し送ります。

・山形県国民健康保険団体連合会

介護保険課介護サービス苦情相談窓口 寒河江市大字寒河江字久保6

電話:0237-87-8006 時間:平日 9:00~16:00

・山形市役所

山形市福祉推進部 介護保険課 指導監査課 山形市旅籠町2-3-25

電話:023-641-1212 時間:平日 8:30~17:15

* 山形市以外にお住まいの方は、お住まいの市町村介護保険担当課となります。

・山形県社会福祉協議会

運営適正化委員会 山形市小白川町2-3-31

電話:023-626-1755 時間:平日 9:00~16:00

19. 相談・苦情解決の体制及び手順

・提供するサービスに苦情がある場合は、苦情受付担当者が申し出を受け付けます。

(第三者委員に直接申し出ることもできます。)

・直接申し出るほか、文書や電話で申し出ることも出来ます。

・その他として、上記行政機関その他苦情受付機関でも受け付けます。

・原則として、苦情解決責任者が誠意をもって話し合い、解決に努めます。

(その際、第三者委員の立ち合いや助言を求めることができます。)

・苦情受付から解決・改善までの経過と結果について記録を作成します。

(記録の内容は申し出者自身も確認できます。)

・解決・改善策には真摯に取り組み、同様の苦情の再発防止に努めます。

20. 非常災害対策

・防災時の対応 防災計画により対応します

・防災設備 非常通報装置、消火栓、スプリンクラー、防火扉、非常用電源等

・防災訓練 年2回。実施の際はご協力ください。

・防火担当責任者 防火管理者

21. 協力医療機関

医療機関の名称	長谷川医院	篠田総合病院	メンタルクリニック城西
院長名	長谷川 和康	篠田 淳男	奥山 直行
所在地	山形市印役町2-1-2	山形市桜町2-68	山形市城西町4-18-24
電話番号	631-7874	623-1711	616-6868

22. 実習生の受け入れについて

当事業所では、介護の専門的な実習を行う実習生(高校生)の受け入れや、義務教育教員志願者の社会福祉施設における介護等体験(大学生)の、現場実習の受け入れを行います。実習生が利用者の方々に対して適切な援助を行えるよう、養成機関や当施設従業者より指導を行っていきます。なお、実習生も従業者と同様に個人情報の取り扱いを適正に行うものとします。

短期入所生活介護サービス・介護予防短期入所サービス利用にあたり、本書面に基づき、重要事項を説明し交付いたします。

令和 年 月 日

事業所

所在地 〒990-0073 山形市大野目2-2-67

名称 ショートステイ鈴川敬寿園

説明者

<職名> 生活相談員

<氏名> 菊池 純一 印

私は、短期入所生活介護サービス・介護予防短期入所生活介護サービス利用にあたり、本書面により事業者から重要事項の説明を受け、同意するとともに、本書面を受領しました。

令和 年 月 日

利用者

<住所>

<氏名> 印

身元引受人 (連帯保証人)

<住所>

<氏名> 印 (続柄 :)

身元引受人 (連帯保証人)

<住所>

<氏名> 印 (続柄 :)

【重要事項説明書別紙】 令和8年6月1日より

利用料金(お支払い頂く料金の単価は下記のとおりです。)

(1)保険給付内介護サービス利用料

【要支援1・2の方】

①併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護サービス費 ユニット型個室(※1日あたり)

要介護度	介護報酬額	利用者負担額		
		介護報酬の1割分	介護報酬の2割分	介護報酬の3割分
要支援1	5,290円	529円	1,058円	1,587円
要支援2	6,560円	656円	1,312円	1,968円

②加算料金(○印以外は必要時の加算となります。)

	項 目		介護報酬額	利用者負担額		
				介護報酬額の1割分	介護報酬額の2割分	介護報酬額の3割分
○	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	1日あたり	220円	22円	44円	88円
	送迎加算	片道につき	1,840円	184円	368円	552円
	療養食加算	1回あたり	80円	8円	16円	24円
	認知症行動・心理症状緊急対応加算	1日あたり (入所日から7日上限)	2,000円	200円	400円	600円
	若年性認知症利用者受入加算	1日あたり	1,200円	120円	240円	360円
○	生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	1月あたり	100円	10円	20円	30円
○	介護職員等処遇改善加算Ⅰ口	基本サービス費に各種加算減算を加えたものに17.6%を乗じます。				

※加算料金とは、施設の職員体制や取り組み等によってお支払い頂く料金です。

【要介護1～5の方】

②併設型ユニット型短期入所生活介護サービス費 ユニット型個室(※1日あたり)

要介護度	介護報酬額	利用者負担額		
		介護報酬の1割分	介護報酬の2割分	介護報酬の3割分
要介護1	7,040円	704円	1,408円	2,112円
要介護2	7,720円	772円	1,544円	2,316円
要介護3	8,470円	847円	1,694円	2,541円
要介護4	9,180円	918円	1,836円	2,754円
要介護5	9,870円	987円	1,974円	2,961円

②加算料金(○印以外は必要時の加算となります。)

	項 目		介護報酬額	利用者負担額		
				介護報酬額の1割分	介護報酬額の2割分	介護報酬額の3割分
○	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	1日あたり	220円	22円	44円	66円
	送迎加算	片道につき	1,840円	184円	368円	552円
○	夜勤職員配置加算(Ⅱ)	1日あたり	180円	18円	36円	54円
	療養食加算	1回あたり	80円	8円	16円	24円
	認知症行動・心理症状緊急対応加算	1日あたり (入所日から7日上限)	2,000円	200円	400円	600円
	若年性認知症利用者受入加算	1日あたり	1,200円	120円	240円	360円
	緊急短期入所受入加算	1日あたり(入所日から7日 以内14日上限)	900円	90円	180円	270円
○	生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	1月あたり	100円	10円	20円	30円
	看護体制加算(Ⅰ)	1日あたり (空床利用時のみ)	40円	4円	8円	12円
	看護体制加算(Ⅱ)	1日あたり (空床利用時のみ)	80円	8円	16円	24円
○	介護職員等処遇改善加算Ⅰ口	基本サービス費に各種加算減算を加えたものに17.6%を乗じます。				

※加算料金とは、施設の職員体制や取り組み等によってお支払い頂く料金です。

※短期生活長期利用減算について

31日以上連続して利用する場合、要介護認定の方は31日目から60日目までは1日30単位、61日目以降は32単位の減算があり、利用料の負担は31日目から60日目までは1日30円(2割の方は60円、3割の方は90円)、61日目以降は1日32円(2割の方は64円、3割の方は96単位)少なくなります。

要支援1の方は31日目以降要介護1の単位数の100分の75、要支援2の方は31日目以降要介護1の単位数の100分の93に相当する単位数を算定します。

また、連続利用の場合、31日目は介護度に関係なく介護保険が適応にならず、全額自己負担となります。

(2) 保険給付外サービス利用料【要支援・要介護共通】

居住費(1日あたり)

ユニット型個室	2,166円
---------	--------

※ただし、介護保険負担限度額の認定を受けている方の場合、その認定証に記載された金額が1日あたりの料金となります。(別表参照)

食費

1日あたり	1,645円
朝食	400円
昼食	695円
夕食	550円

※ただし、介護保険負担限度額の認定を受けている方の場合、その認定証に記載された金額が1日あたりの料金となります。(別表参照)

その他(利用者の希望により提供されるサービスに係る利用料)

電気代	300円/月
レクリエーション費	実費
理美容代	実費

※居室内で使用されたテレビ等の嗜好電化製品を半月以上使用した場合請求します。

(3) 立替支払

理美容代、レクリエーション等における費用、及び必要時施設側で対応した医療費等は原則として自己負担となりお支払いいただきます。また日用品等の購入を行うことが困難な場合は、申し出により購入を代行し実費お支払いいただきます。これらは施設で一時的に立て替えし、利用料と一緒に請求します。

(4) 利用料金のお支払い方法

前記、(1)、(2)の料金・費用は1ヶ月ごとに計算し、月末締めで翌月10日以降に請求書を発行しますので、20日までに以下の方法でお支払いください。(1ヶ月に満たない期間のサービスに対する利用料金は、利用日数に基づいて計算した額とします。)

方法①	銀行名
口座振替	きらやか銀行
	山形銀行

※別紙、「口座振替依頼書」にご指定の口座をご記入ください。

方法②	持ち込み先
現金	ショートステイ鈴川敬寿園

※現金でお持ちの際は釣銭のないようにお願いします。

別表

負担限度額(1日あたり)

利用者 負担段階	本人の収入	預貯金等の上限	負担限度額(1日当たり)	
			部屋代	食費
第1段階	本人および世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金を受給している方、生活保護を受給している方	上限なし	880円	300円
第2段階	本人および世帯全員が住民税非課税(別世帯の配偶者も含む)で、公的年金収入金額+合計所得金額が80万円9千円以下の方	単身: 650万円 夫婦: 1,650万円	880円	600円
第3段階①	本人および世帯全員が住民税非課税(別世帯の配偶者も含む)で、公的年金収入金額+合計所得金額が80万円9千円を超え120万円以下の方	単身: 550万円 夫婦: 1,550万円	1,370円	1,000円
第3段階②	本人および世帯全員が住民税非課税(別世帯の配偶者も含む)で、公的年金収入金額+合計所得金額が120万円超の方	単身: 500万円 夫婦: 1,500万円	1,370円	1,300円
基準費用額	上記条件に当てはまらない方		2,166円	1,645円

※負担限度額の適用を受けるためには、山形市役所に申請をし認定を受ける必要があります

申請・問い合わせ先

〒990-8540 山形市旅籠町二丁目3-25

山形市福祉推進部 介護保険課 給付係

TEL 023-641-1212(内線846・847)

